

箕面市競争入札参加者資格審査要綱

平成8年1月12日
箕面市訓令第1号

改正 平成10年 2月18日訓令第 4号
改正 平成11年12月27日訓令第32号
改正 平成12年 3月31日訓令第10号
改正 令和 4年 8月31日訓令第40号

(趣旨)

第1条 市が発注する工事、物品購入、修繕及び各種委託（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査については、箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(申請書等)

第2条 入札参加者資格の資格審査を受けようとする者は、箕面市入札参加者資格審査申請書兼使用印鑑届（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- 一 登記簿謄本（原本又は写し）
- 二 許可、認可等を受けることとされている場合は、許可、認可等を受けていることを証する書類（許可証明書、登録証明書、認可証等）
- 三 被保佐人、被後見人及び破産者（復権を得ていない者に限る。）に該当しない旨の誓約書
- 四 申請書を提出する前一年間の法人税、所得税、事業税及び消費税の納税証明書（原本又は写し）
- 五 市内に本店、支店又は営業所等を有する者は、市税の納税証明書
- 六 印鑑証明書
- 七 技術者経歴書
- 八 委任状
- 九 建設業退職金共済組合加入・履行証明書（原本又は写し）
- 十 経営事項審査結果通知書（写し）
- 十一 工事業カード（様式第2号）、測量、設計等業者カード（様式第3号）又は物品業者カード（様式第4号）

3 市長は、申請書及び添付書類を提出した者に受付票を交付するものとする。

(資格の認定時期等)

第3条 市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付資料の内容を審査し、入札参加資格を認定するものとする。

2 前項の規定により認定された者（以下「有資格者」という。）は、箕面市入札参加者資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。ただし、規則第40条の規定により契約を解除されたときは、当該契約の解除の日には有資格者の資格を失うものとする。

（工事登録業者の格付の算定及び等級）

第4条 市長は、有資格者として登録している工事業業者（以下、「工事登録業者」という。）の総合的な評定をするため、工事登録業者の格付の算定をし、等級を定めるものとする。

2 市長は、規則第3条の2第3項に規定する有資格者名簿の有効期間の初日からおおむね2年を経過したときは、前項の規定により算定し、定めた等級の格付けを改定することができる。

（格付の算定）

第5条 工事登録業者格付の算定は、客観点数をもって行うものとする。

2 工事登録業者の客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

（等級区分）

第6条 工事登録業者の等級は、別表に掲げる等級区分の総合点数に該当する等級をもって定めるものとする。

（変更届）

第7条 有資格者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその事実を証する書類を添えて書面により市長に提出しなければならない。

- 一 申請書及び添付書類の記載事項に変更があったとき。
- 二 営業の休止又は廃止があったとき。
- 三 個人である有資格者が法人を設立し、当該法人が入札参加者資格を継承しようとするとき。

附 則（平成8年訓令第1号）

- 1 この要綱は訓令の日から施行する。
- 2 箕面市指名競争入札参加者選定要綱（昭和55年箕面市訓令第17号）は、廃止する。
- 3 この要綱施行の際、廃止前の箕面市指名競争入札参加者選定要綱による登録については、この要綱により名簿に登載したものとみなす。

附 則（平成10年訓令第4号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成11年訓令第32号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
（施行のための準備）

- 2 施行日から有効となる有資格者名簿に係る改正後の第2条第1項の申請及び第2項の添付書類並びに改正後の第3条第1項の資格審査及び認定は、施行日前において行うことができる。

附 則（平成12年訓令第10号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第40号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式第3号による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整を加え、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

等級区分（工事）

区分	A	B	C	D
土木	1200点以上	750点以上1200点未満	650点以上750点未満	650点未満
建築	1200点以上	750点以上1200点未満	650点以上750点未満	650点未満
舗装	1000点以上	750点以上1000点未満	750点未満	
電気 管 機 械 施 設 その他設備	1000点以上	750点以上1000点未満	750点未満	
造園	700点以上	700点未満		
その他	700点以上	700点未満		